

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第14回農業委員会総会議事録

令和6年8月29日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	2	十亀 正	委員
	5	田村 通啓	委員

事務局 長	<p>只今から、第14回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中13名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、2番十亀委員さん、5番田村委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 現況証明の専決について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>報告事項第1号 現況証明の専決について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)のエに基づき専決したことを報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が富丘79番1外2筆、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で宅地、合計面積17,012㎡、所有者 ●●●●さん、願出人富丘 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で、令和6年7月30日に関係農業委員さんと現地確認済みです。 この案件については、平成26年7月の総会で議決し7月24日付けで転用許可を行った案件で、計画どおり転用が行われていることから、専決処分で証明書を交付しました。 図面で説明いたしますと(10ページ)です。 申請地につきましては、町道富丘32号道路、富丘6線道路沿い、●●●●宅の南側の土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>報告事項第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p> <p>番号1 土地の所在が北357番1、現況地目が畑で面積9,545㎡、届出者 美幌町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年5月21日で相続です。 権利の種類及び内容は所有権、あつせん希望は無です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>

各 議 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>報告事項第2号は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p> <p>番号1</p> <p>土地の所在が富武士275番2外6筆、現況地目が畑で合計面積33,366.57㎡、契約期間は令和3年12月24日から令和13年12月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年6月5日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●。解約後は売買です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 議 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>報告事項第3号は原案どおり承認いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第2条第1項の農地の該当の有無についてこのことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の農地の該当の有無について下記の土地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて審議願います。</p> <p>番号1</p> <p>土地の所在が朝日56番1B他2筆、現況地目が畑で合計面積2,654㎡、所有者が●●●●さん、令和6年7月2日に現況確認を行っています。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1ページ)の上段の赤枠の土地です。対象地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線、朝日34号道路沿い●●●●宅周辺の土地となります。</p> <p>現況及び経過について説明いたします。</p> <p>対象地は、昭和56年頃に牛舎を建築され、その後、D型ハウスを建築したとのことで、親の代から引き継いだ時には、すでに使っていて、農地としての認識はなかったとのことです。</p> <p>所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。</p> <p>番号2</p> <p>土地の所在が共立725番1他2筆、現況地目が畑で合計面積6,181㎡、所有者が●●●●さん、令和6年7月29日に現況確認を行っています。</p> <p>図面で説明いたしますと、(2ページ)赤枠の土地です。対象地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い●●●●さん宅周辺の土地となります。</p>

現況及び経過について説明いたします。
対象地は、前所有者の●●●●さんが昭和 58 年頃に牛舎を建築し、その後、D 型ハウスを建築したとのことです。
前所有者から対象地を購入した時にはすでに使っていて、物件が無許可建設との認識はなかったとのことです。
現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないよう、指導を行っています。

以上、違反転用地ではありますが、申し合わせに従い、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
各 委 員 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

議 員 〃〃〃異議なし〃〃〃

議 長 議案第 1 号は原案どおり決定いたします

議 長 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
農地法第 5 条の規定に基づき、下記の者より農地等転用の許可申請があったので、可否について審議願います。

番号 1

土地の所在が北 213 番 74、現況地目が畑で面積 178 m²、農振農用地区域外で、佐呂間市街地区に位置し、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、佐呂間高等学校、佐呂間中学校、佐呂間小学校などから 500メートル以内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。

譲渡人●●●●さん、譲受人●●●●さん、売買による転用で、申請理由は●●●●さんの駐車場用地です。駐車場を設置するにあたっては隣接する宅地に囲まれていることを確認しています。

転用に係る費用は 529,000 円で、自己資金、佐呂間町農協の残高証明書の提出を受けています。申請農地に転用の妨げとなる権利もなく、隣接地への影響についても、問題がないため、許可相当と思われます。

8 月 26 日に担当農業委員さんと現地調査済みです。

図面で説明いたしますと、(3 ページ) となります。

申請地は、道道富武佐呂間線沿い、北 6 線道路付近、佐呂間高校グラウンドから東へ 30m 程の土地となります。図面 (4 ページ) は土地の利用計画図となります。赤線の部分が現在農地となっており今回許可申請のある土地となります。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
議 員 質問はありませんか。

議 長 転用に係る費用とは何ですか。

事 務 局 駐車場の造成費用です。

議 各 議	長 委 員 長	他に質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第2号は原案どおり決定いたします
議	長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	局	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。 番号1. 利用権の設定等を受ける者が、富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が富士 275 番 2 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 33,366.57 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,164,500 円、10 ㎡当たりの単価は 65,000 円です。あっせん会につきましては、令和6年7月8日から1回実施しております。 図面で説明いたしますと（5ページ）です。 申請地につきましては、若里トカロチ間道路沿い、国道238号付近の土地となります。 番号2. 利用権の設定等を受ける者が、北見市 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 725 番 4、現況地目が畑で面積 9,486 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は、600,000 円、10 ㎡当たり 63,000 円です。あっせん会につきましては、令和6年5月27日から2回実施しております。 図面で説明いたしますと（6ページ）青枠の土地です。 申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、共立55号道路付近の土地、番号3・4の隣地となります。 番号3. 利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 598 番 1 外 25 筆、現況地目が畑で合計面積 109,456 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 8,756,000 円、10 ㎡当たり 80,000 円です。あっせん会につきましては、令和6年5月26日から2回実施しております。 図面で説明いたしますと（6ページ）黄色枠の土地です。 申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線、共立55号道路、共立西11線道路沿いの土地、番号2・4の隣地となります。 番号4. 利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●さん。土地の所在が共立 567 番 1 外 19 筆、現況地目が畑で合計面積 119,955.46 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和6年8月30日から5年間、賃貸料は年額 480,000 円、10 ㎡当たり 4,000 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和6年

		<p>5月26日から2回実施しております。 図面で説明いたしますと（6ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線、共立54号道路、共立西11線道路沿いの土地、番号2・3の隣地となります。</p> <p>以上です。</p>
議 各 議	長 委 員 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>議案第3号は原案どおり決定いたします</p>
議	長	<p>議案第4号現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第4号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1. 土地の所在が共立725番1外3筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積17,884㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 共立 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 この案件については議案第1号で非農地判断した土地を含めての、現況証明願となります。 図面で説明いたしますと、（2ページ）赤枠の土地と黄色枠の土地で、議案第1号に関わる土地が赤枠、それ以外の土地が黄色枠となっています。対象地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、共立54号道路付近、●●●●さん宅周辺と、そこから北東へ300mほどの土地となります。</p> <p>番号2. 土地の所在が仁倉659番2外1筆、公簿地目が牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、面積23,796㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 仁倉 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと（7ページ）です。 申請地は、仁倉10号道路の奥、道道留辺薬浜佐呂間線からおよそ3kmの土地となります。</p> <p>番号3. 土地の所在が若里544番12、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積が2,810㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 遠軽町 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、（8ページ）です。申請地は、若里10号道路付近の土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議 各 委 員	長 委 員	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>

議 長
各 委 員
議 員 長

議案第4号は原案どおり決定いたします。
各委員さんの方から何かありませんか。
———ありません———
なければ第14回農業委員会総会を終ります。

